

京築地域で 景観法に基づく 新しい届出制度が始まります。

福岡県

平成24年
4月1日
より開始!

福岡県では、京築地域の良好な環境を守り育てるため、平成23年12月に景観法に基づく「京築広域景観計画」を策定しました。

平成24年4月1日以降、京築地域の景観計画区域内において一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、その他開発行為等を行う場合は、景観計画に定める景観形成基準に適合する必要があります。また、その計画について県への届出が必要です。

※国の機関又は地方公共団体が行為を行う場合は通知となります。

届出が必要な区域

苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、
築上町の区域が対象となります。

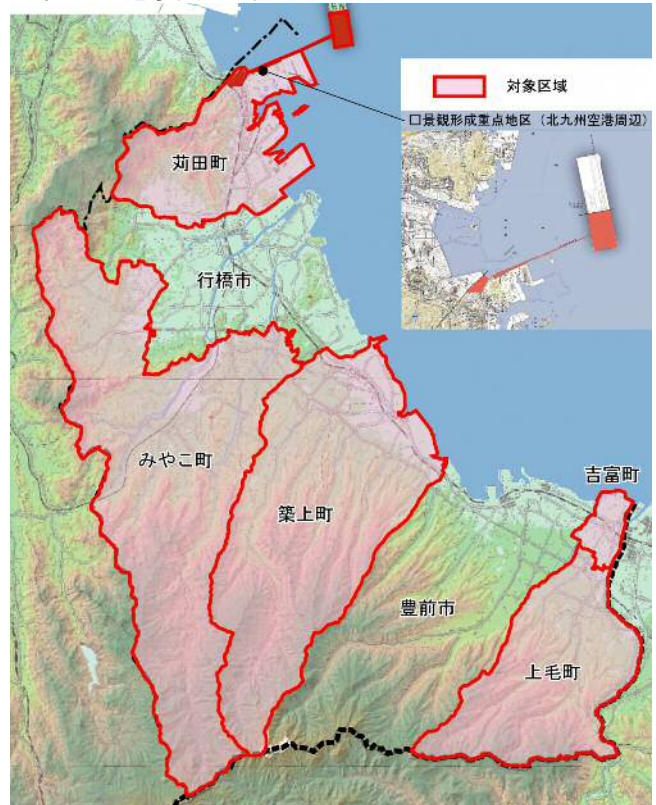
※景観行政団体である行橋市、豊前市については、各市への届出が必要です。

行橋市都市政策課 : 0930-25-1111
豊前市まちづくり課 : 0979-82-1111

◆福岡県における位置



◆届出が必要な区域



届出の方法

- 提出図書 届出書（国又は地方公共団体の場合は通知書）、図面、写真 等
- 提出部数 正副3部
- 提出先 下記の県又は各町の担当窓口
 - ・様式は福岡県ホームページからもダウンロードできます。
 - ・県又は各町の担当窓口でできるだけ事前相談を行ってください。

京築広域景観計画に関する問合せ先

【県】

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL : 092-643-3712
FAX : 092-643-3716

【京築広域景観計画ホームページ】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/keichiku-keikan.html>

【各町】

苅田町都市計画課 : 093-434-1111
みやこ町都市整備課 : 0930-32-6007
吉富町産業建設課 : 0979-24-4073
上毛町企画情報課 : 0979-72-3111
築上町都市政策課 : 0930-56-0300

■届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
(2) 工作物*2の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が 1,000 m²以上（「店舗等」*1は 500 m²以上）又は高さが 10m以上の建築物の外観について行う照明 工作物*2で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明

■景観形成重点地区 ※上の表の(3)(4)(5)についても届出が必要となります。

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	全て
(2) 工作物*2の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの

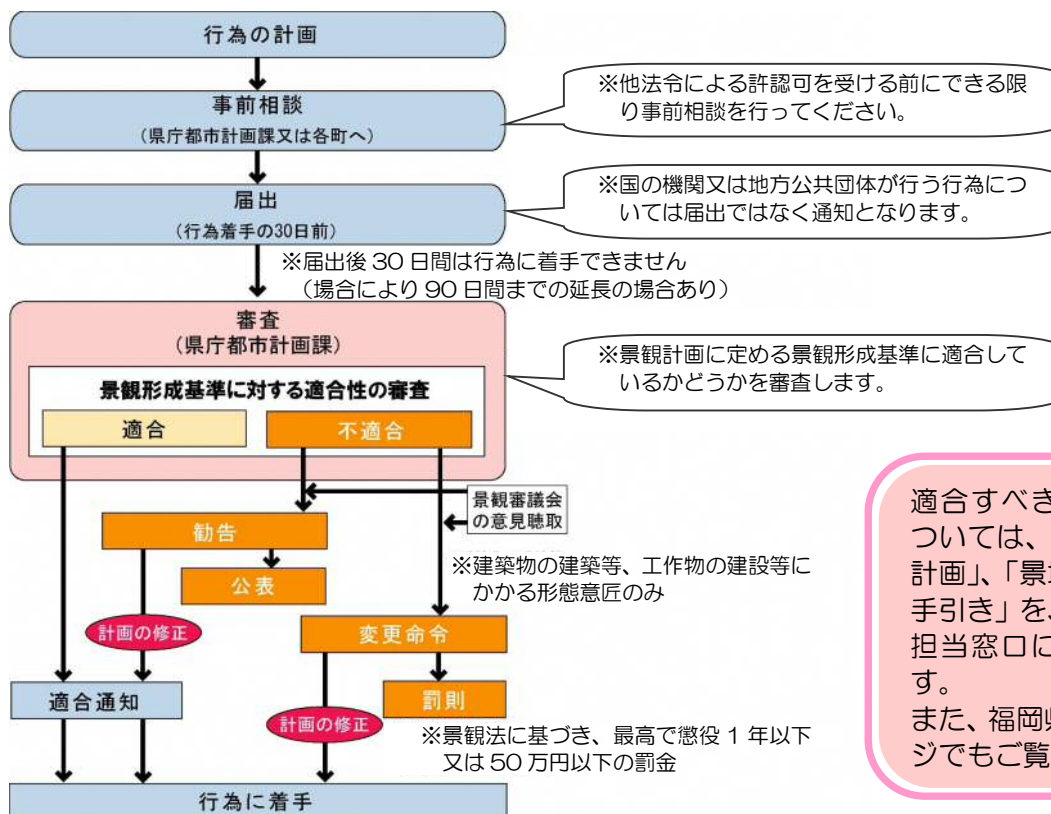
景観形成重点地区の屋外広告物については、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に適合する必要があります。

- *1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- *2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。
 - ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
 - ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

■届出等の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

■届出手続きの流れ



適合すべき基準等詳細については、「京築広域景観計画」、「景域図」、「届出の手引き」を、県及び各町の担当窓口に設置しています。また、福岡県のホームページでもご覧になれます。